

IV 第三次東大和市 特別支援教育推進計画



Ⅳ 第三次東大和市特別支援教育推進計画

本計画では、計画の理念及び第二次計画の実施状況を踏まえ、3つの指針を基本とし、各取組について再構築しました。

「1 学校の指導体制の充実」では、校長のリーダーシップにより特別支援教育の視点での学校経営を行い、すべての小・中学校における特別支援教育体制を整備します。また、特別支援学級・特別支援教室等の教員の専門性向上を図る取組や学習環境の整備を実施し、学校の指導体制の充実を図ります。

「2 ライフステージに対応した特別支援教育体制の連携・充実」では、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期支援に関する取組をはじめ、関係機関との連携により、支援が必要な児童・生徒のライフステージに応じた支援を実施し、地域における切れ目ない支援体制の構築を図ります。

「3 保護者支援の充実」では、支援が必要な児童・生徒を支える保護者が不安感や孤立感を感じずに安心して子どもに教育を受けさせることができるように、特別支援教育の情報発信や相談体制の充実を図ります。

これまで取り組んでまいりました特別支援教育の施策を継続して実施するとともに、国や東京都の計画及び動向を踏まえて新たな施策を実施し、関係機関と連携を図りながら東大和市における特別支援教育の取組について計画的に進めていくものです。

主な取組には、「新規」「継続」「修正」と分けています。

「新規」…第二次計画に記載はなかったが実施していた事業及び 本計画から新たに取組む事業
「継続」…第二次計画から引き続き取組む事業
「修正」…第二次計画から引き続き取組むが、取組内容の追加や 目標の設定等に大幅な修正等がある事業

また、本計画より計画の中でも重点的に取り組むものとして「重点事業」を定めました。重点事業は「通常の学級等における特別支援教育の推進」・「保護者支援」・「支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期支援」の3点に関する取組とし、計画期間内において重点的に取り組んでまいります。

なお、本計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間です。

中間年度となります令和6年度に取組内容等の見直しを実施いたします。

1 学校の指導体制の充実

特別支援教育の充実を図るには、各学校で特別支援教育の視点を盛り込んだ学校経営方針を策定するなど組織的な体制整備が必要となります。

校長のリーダーシップのもと、特別支援教育に係る理解・啓発を着実に推進して校内委員会の活性化や学習環境整備等により児童・生徒の個別最適化を図り、学校全体における指導体制の充実を図ります。

施策の体系

施策の方向		主な取組み		重点
1	校長のリーダーシップによる特別支援教育の視点での学校経営	1-1	校長会における情報交換	○
		1-2	管理職への特別支援教育研修	○
2	全教職員の特別支援教育の理解促進と指導力の向上	2-1	特別支援教育に関する研修会	○
		2-2	特別支援教育コーディネーター委員会	○
3	校内支援体制の充実	3-1	校内委員会	○
		3-2	児童・生徒の実態把握	○
4	学校生活支援シート・個別指導計画の作成と活用	4-1	学校生活支援シート・個別指導計画	
		4-2	小学校から中学校への引継資料としての活用	
5	多様な人材活用による支援の充実	5-1	子ども支援員のスキルの向上	
		5-2	通常の学級における児童・生徒の介助	
		5-3	大学との連携	○
		5-4	巡回指導員・巡回相談員の活用	
		5-5	巡回相談心理士の活用	
		5-6	内・外の人材活用	○
6	学習環境の整備	6-1	ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり	○
		6-2	I C T教材の活用	○
		6-3	タブレット端末を活用したきめ細かな指導・支援	○
		6-4	安心できる学校施設の整備	
7	特別支援教室等の充実	7-1	特別支援教室巡回指導教員研修会	
		7-2	巡回指導体制の環境整備	
		7-3	通級指導学級教員の専門性向上	
		7-4	特別支援学校のセンター的機能等の活用	
8	特別支援学級の充実	8-1	特別支援学級の適正配置の検討	
		8-2	特別支援学級教員研修会	
		8-3	特別支援学校のセンター的機能等の活用	

(1) 校長のリーダーシップによる特別支援教育の視点での学校経営

特別支援教育を推進するためには、校長がリーダーシップを発揮して、特別支援教育の視点に立った学校経営方針の策定や教育課程の編成が必要となります。管理職を対象とした特別支援教育に係る情報交換や研修を実施し、各校における特別支援教育の推進を図ります。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
1-1 校長会における 情報交換 ○重点事業 【継続】	定例校長会や特別支援学級等設置校長会で特別支援教育に関する情報提供や情報交換を行い、各学校における特別支援教育の推進を図ります。	年3回以上の特別支援学級等設置校長会の開催 各学校における特別支援教育の理解推進・充実	教育指導課 学校
1-2 管理職への特別 支援教育研修 ○重点事業 【継続】	特別支援教育の実施責任者である校長等に、特別支援教育や障害に関する認識を深めるための研修を実施します。	管理職への特別支援教育研修の定期的な実施	教育指導課

(2) 全教職員の特別支援教育の理解促進と指導力の向上

特別支援教育は全ての教職員が関わることとなります。学級の種別に関わらず、全ての教職員が正しく理解し、児童・生徒の学校生活の支援や指導力の向上を図ります。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
2-1 特別支援教育に関する研修会 ○重点事業 【継続】	教職員を対象に、特別支援教育に関する内容の研修会を実施します。また、他の研修等の機会にも特別支援教育の内容を含めて実施し、特別支援教育の理解を深めるとともに、指導力の向上を図ります。	研修会の実施	教育指導課
2-2 特別支援教育コーディネーター委員会 ○重点事業 【継続】	特別支援教育の動向に関する研修や関係機関の視察等を実施し、特別支援教育コーディネーターの専門性を高めます。	特別支援教育コーディネーターの専門性の向上	教育指導課

(3) 校内支援体制の充実

児童・生徒を支援するために、校内委員会をはじめとする学校体制の整備や教員による児童・生徒の実態把握など、学校内における支援体制の整備を図ります。

主な取組			
項目	内容	令和8年度目標	担当
3-1 校内委員会 ○重点事業 【修正】	<p>児童・生徒の在籍学級での支援状況等の情報を集約して実態を把握し、支援レベルの見極めや支援方法、特別支援教室での指導目標等について、関係機関の意見も踏まえ、様々な観点から協議・検討を行います。</p> <p>また、特別支援教室を利用している児童・生徒の退室に向けた支援方法等に関する協議・検討を行います。</p>	適切な校内委員会の実施	学校
3-2 児童・生徒の実態把握 ○重点事業 【新規】	<p>支援や配慮が必要となる可能性のある児童・生徒を把握した際は、在籍学級担任等が児童・生徒の在籍学級における「苦手なこと」のほか、「得意なこと」等にも着目し、全体像を捉えて実態把握を行い、支援や指導に活かします。実態把握については、東京都教育委員会で開発されたチェックリスト等を活用して行います。</p>	チェックリスト等を活用した児童・生徒の実態把握の実施	学校

(4) 学校生活支援シート・個別指導計画の作成と活用

学校生活支援シートや個別指導計画を作成・活用し、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズや支援の必要性を把握し、長期的な視点での目標や指導・支援内容を学校・保護者が具体的に共有し、指導や支援を進めます。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
4-1 学校生活支援シート・個別指導計画 【継続】	支援や配慮の必要性がある児童・生徒に対して、校内委員会の協議・検討を踏まえて学校生活支援シート・個別指導計画を適宜作成し、これに基づいた指導・支援を実施します。	支援レベル1～3の児童・生徒数の学校生活支援シート作成割合：100%	学校
4-2 小学校から中学校への引継資料としての活用 【継続】	進学した際にこれまでに受けていた指導や支援が引き続き行われるように、学校生活支援シート・個別指導計画を引継資料として活用します。	引継資料としての活用	学校

(5) 多様な人材活用による支援の充実

特別支援教育は児童・生徒の実態に即して柔軟に行うことが求められます。特別支援学級や特別支援教室等に限らず、通常の学級等における支援について多様な人材活用による支援の充実を図ります。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
5-1 子ども支援員の スキルの向上 【継続】	個別のケース対応の助言や、支援方法に関する研修会を行い、子ども支援員のスキルの向上を図ります。	研修会の実施	教育指導課
5-2 通常の学級にお ける障害のある 児童・生徒の介助 【新規】	障害のある児童・生徒が市内の小・中学校の通常の学級に通学するとき、個々の障害に配慮し、移動の際の安全確保等に努めます。	適切な介助	教育総務課
5-3 大学との連携 ○重点事業 【継続】	子ども支援員等の人材活用や知能検査・発達検査の受検協力体制を構築し、児童・生徒の支援体制の充実を図ります。	大学との連携による人材活用	教育指導課
5-4 巡回指導員・巡回 相談員の活用 【継続】	支援レベル1～3の児童・生徒の行動観察や校内研修会を実施し、校内支援体制の充実を図ります。	巡回相談の実施	学校 教育指導課
5-5 巡回相談心理士 の活用 【新規】	児童・生徒に対する指導・支援の助言や校内委員会の参画等により、校内支援体制の充実を図ります。	適切な活用 (年間 40 時間)	学校 教育指導課
5-6 内・外の人材活用 ○重点事業 【新規】	支援レベル2又は3の児童・生徒に対して、既存の子ども支援員の更なる活用のほか、多様な内・外の人材活用を検討し、支援の充実を図ります。 また、児童・生徒の直接的な支援だけでなく、教材準備等の間接的な支援による教員の負担軽減について研究します。	内・外の人材活用 の実施	学校 教育指導課

(6) 学習環境の整備

学習環境を整備することにより、すべての児童・生徒に対する安心感を持った学校生活の充実及び支援が必要な児童・生徒の個別最適化を図ります。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
6-1 ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり ○重点事業 【修正】	場の構造化及び授業のあらゆる場面でユニバーサルデザイン化を図り、すべての児童・生徒が参加しやすい学校、わかりやすい授業を実施します。 また、児童・生徒の個別の状況に応じた合理的配慮の実施について日常から取り組み、それが特別視されないように学校内・学級内におけるユニバーサルデザイン化を実施します。	ユニバーサルデザイン化の推進	学校 教育指導課
6-2 ICT教材の活用 ○重点事業 【継続】	ICT教材を活用し、すべての児童・生徒にとってわかりやすい授業の実施及び支援が必要な児童・生徒の個別の状況に応じた環境整備を行います。	ICT教材を活用した授業の実施	学校 教育指導課
6-3 タブレット端末を活用したきめ細かな指導・支援 ○重点事業 【新規】	タブレット端末を活用した効果的な授業の進め方や学習支援の取組について研究し、児童・生徒一人ひとりにあった指導・支援を実施します。	タブレット端末の効果的な活用	学校 教育指導課
6-4 安心できる学校施設の整備 【新規】	東大和市学校施設長寿命化計画(令和4年1月)において、学校施設の改修等が計画されています。改修等に伴い、学校が児童・生徒にとって、安心して学校生活を送ることができるよう施設の安全性に配慮した施設整備を行います。	適切な学校施設の整備	教育総務課

(7) 特別支援教室等の充実

特別支援教室の利用児童・生徒数は導入以降増加しており、今後も引き続き利用ニーズが高いことが見込まれます。原則の指導期間（1年間）で児童・生徒が抱える学習上又は生活上による困難さを改善し、在籍学級で有意義な学校生活を送ることができるために、巡回指導教員の専門性向上に係る施策の実施等により特別支援教室の充実を図ります。

言語障害通級指導学級においても、外部団体等の研修に積極的に参加することなどにより、教員の専門性の向上を図ります。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
7-1 特別支援教室 巡回指導教員 研修会 【継続】	特別支援教室巡回指導教員のニーズに応じた研修会を開催し、巡回指導教員の専門性の向上を図ります。	研修会の実施	特別支援教室拠点校 教育指導課
7-2 巡回指導体制の 環境整備 【修正】	○J Tの実施体制が実効性のある巡回指導体制の構築を図ります。 特別支援教室専門員の活用や在籍学級担任等との連携により、巡回指導がない日における効果的な支援を実施します。 すべての特別支援教室において十分な指導が実施できるための教室環境等の整備を図ります。	巡回指導体制の 構築・整備	特別支援教室拠点校 教育指導課
7-3 通級指導学級教 員の専門性向上 【修正】	東京都公立学校難聴・言語障害教育研究協議会等の外部団体が実施する研修への積極的な参加等により、教員の専門性向上を図ります。	研修等への積極 的な参加	通級指導学級設置校 教育指導課
7-4 特別支援学校の センター的機能 等の活用 【修正】	児童・生徒一人ひとりの実態の把握や授業研究を通じた指導内容・方法等に係る助言を受ける等により、巡回指導教員・通級指導学級教員の専門性の向上を図ります。	外部人材の活用 による教員の専門 性の向上	特別支援教室拠点校 通級指導学級設置校 教育指導課

(8) 特別支援学級の充実

特別支援学級では、将来的に自立し社会性を身に付けられるように、児童・生徒一人ひとりの障害の状態や発達段階、特性に応じて、適切な支援や指導を行う必要があることから教員の専門性の向上を図ります。

また、特別支援学級の新たな種別の設置や通学環境の整備等、児童・生徒や保護者の教育的ニーズを踏まえ、必要に応じて環境の整備を行います。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
8-1 特別支援学級の 適正配置の検討 【修正】	<p>東大和市立小・中学校再編計画（令和2年7月）により学校の統廃合が計画されています。再編後も特別支援教育を十分に推進していくための施設整備・人的配備について同計画内で考慮し検討します。</p> <p>小学校における自閉症・情緒障害固定学級の設置について、その教育的ニーズを踏まえ、設置に向けて検討します。</p> <p>公共交通機関の状況等を踏まえ、特別支援学級に通学するために児童・生徒や保護者に過度な負担が生じないよう通学環境の整備について研究を進めます。</p>	<p>東大和市立小・中学校再編計画に基づく特別支援学級の円滑な移行</p> <p>小学校における自閉症・情緒障害固定学級設置の検討</p> <p>特別支援学級への通学環境の整備に関する研究</p>	<p>教育総務課</p> <p>教育指導課</p>
8-2 特別支援学級 教員研修会 【継続】	<p>特別支援学級教員のニーズに応じた研修会を開催し、特別支援学級教員の専門性の向上を図ります。</p>	<p>研修会の実施</p>	<p>特別支援学級設置校</p> <p>教育指導課</p>
8-3 特別支援学校の センター的機能 等の活用 【修正】	<p>児童・生徒一人ひとりの実態の把握や授業研究を通じた指導内容・方法等に係る助言を受ける等により、特別支援学級教員の専門性の向上を図ります。</p>	<p>外部人材の活用による教員の専門性の向上</p>	<p>特別支援学級設置校</p> <p>教育指導課</p>

2 ライフステージに対応した特別支援教育体制の

連携・充実

支援が必要な児童・生徒に対しては、早期発見・早期支援が重要です。また、早期からはじまっている支援を就学期に円滑に引き継ぎ、児童・生徒の精神的及び身体的な能力を最大限度まで発達させ、学校卒業後の地域社会に主体的に参加できるよう移行支援を充実させるなど、一貫した教育支援が強く求められています。ライフステージに応じて支援を必要とする児童・生徒一人ひとりのニーズに対して適切な指導・支援を継続的に行い、特別支援教育体制の連携や充実を図ります。

施策の体系

施策の方向		主な取組み		重点
1	早期発見・早期支援の充実	1-1	乳幼児健康診査・乳幼児発達健康診査・乳幼児経過観察発達相談	
		1-2	支援が必要な児童・生徒の療育	
		1-3	幼稚園・保育施設等の巡回相談	○
2	幼稚園・保育施設等と小学校の連携	2-1	就学支援シートの活用	○
		2-2	幼稚園・保育施設等の巡回相談	○
3	特別支援学校との連携	3-1	特別支援学校のセンター的機能の活用	
		3-2	特別支援学校共催講演会	
		3-3	副籍制度	
		3-4	地域別懇談会	
4	卒業後の進路先との連携	4-1	高等学校等との連携	
		4-2	特別支援学校高等部卒業に向けた連携	
5	地域における切れ目ない支援体制の構築	5-1	地域における切れ目ない支援体制の構築	○

(1) 早期発見・早期支援の充実

乳幼児健康診査の実施や幼稚園・保育施設等への巡回により、支援が必要な児童の早期発見に努め、療育等が必要な子どもと保護者への早期支援を行います。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
1-1 乳幼児健康診査・ 乳幼児発達健康 診査・乳幼児経過 観察発達相談 【継続】	各種乳幼児健診・発達健診・経過観察発達相談等で支援が必要な乳幼児の早期発見に努め、必要に応じて専門医療機関やフォローグループの情報提供等を行います。	健康診査の継続 支援	健康課 (保健センター)
1-2 支援が必要な児童・生徒の療育 【新規】	支援が必要な児童・生徒に対して「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」の給付決定をし、療育の充実に努めるとともに、市立やまとあけぼの学園（公設公営）の老朽化対策に併せ、機能拡充をした、民設民営方式での児童発達支援センターの施設整備を行い、センターにおける専門的な療育支援を行います。	適切な給付	障害福祉課 保育課
1-3 幼稚園・保育施設 等の巡回相談 ○重点事業 【修正】	幼稚園・保育施設等を巡回し、各施設及び保護者のニーズに応じた支援等を行い、早期発見・早期支援を推進します。	市内すべての幼稚園・保育施設等の巡回の実施	教育指導課

(2) 幼稚園・保育施設等と小学校の連携

小学校へ就学するに当たり、これまで積み上げてきた支援等を小学校でも引き続き行うことが重要です。就学支援シートの活用や幼稚園・保育施設等への巡回により、幼稚園・保育施設等と小学校の円滑な支援の継続を目指します。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
2-1 就学支援シートの活用 ○重点事業 【継続】	就学支援シートを活用し、小学校就学に向けた引き継ぎや教育的ニーズに応じた校内支援に努めます。就学支援シート提出者については、就学した学校において実態把握の実施や学校生活支援シートを作成し、児童の支援を行います。	就学支援シートの適切な活用	教育指導課
2-2 幼稚園・保育施設等の巡回相談 ○重点事業 【修正】	小学校における支援内容や校内支援体制等を幼稚園・保育施設等に紹介することにより、相互に連携を図りやすい体制を構築します。	連携体制の構築	教育指導課

(3) 特別支援学校との連携

特別支援学校のセンター的機能を活用し、地域や学校の実態に応じた支援や助言を受け、質の高い特別支援教育の推進を図ります。講演会や副籍制度等により、地域や学校の特別支援教育に関する理解の推進に努めます。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
3-1 特別支援学校の センター的機能 の活用 【修正】	特別支援学校と教育委員会が連携して教員向け研修会等を実施し、特別支援教育の推進を図ります。 支援が必要な児童・生徒の指導や支援について特別支援学校から助言を受け、通常の学級をはじめとする、学校内における指導・支援の充実を図ります。	教員向け研修会の実施 センター的機能の活用による助言等の実施	教育指導課 学校
3-2 特別支援学校 共催講演会 【継続】	羽村特別支援学校（センター校）・武蔵村山市教育委員会との共催により、特別支援教育の理解・啓発に係る講演会を実施し、地域・学校・関係機関の特別支援教育の理解推進を図ります。	講演会の実施	教育指導課
3-3 副籍制度 【修正】	副籍制度による交流及び共同学習等を実施します。副籍制度の積極的活用及び既存の実施形態にとらわれずに ICT の活用等の様々な手法で実施し、特別支援学校児童・生徒と市立小・中学校の交流を深め、共生地域を目指すために、内容の充実を図ります。	副籍制度利用率： 100%	教育指導課 学校
3-4 地域別懇談会 【新規】	障害福祉課職員が、特別支援学校在校生保護者・教員との懇談会に出席し、就学期の障害のある児童・生徒の支援が適切に行われるよう連携・情報共有を図ります。	地域別懇談会への出席	障害福祉課

(4) 卒業後の進路先との連携

高等学校等への進学時や特別支援学校高等部の卒業前に、関係機関が連携し、支援が必要な児童・生徒の生活の場が変わっても引き続き必要な支援を受けられるように連携を図ります。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
4-1 高等学校等との 連携 【新規】	中学校卒業後、高等学校等で通級指導学級等を利用する場合等に学校生活支援シート等を情報提供します。	高等学校への 情報提供	学校
4-2 特別支援学校高等部卒業に向けた連携 【新規】	特別支援学校を中心に、特別支援学校高等部卒業前に、就労支援機関、各障害福祉サービス事業所、卒業後の関係機関等や障害福祉課職員が連携して個別支援会議を実施します。	個別支援会議への参加	障害福祉課

(5) 地域における切れ目ない支援体制の構築

支援が必要な児童・生徒と保護者は、乳幼児期から青年期以降まで、様々な機関と関わりを持つことがあります。行政の各関係機関が連携し、そのライフステージごとに切れ目なく支援が行われる体制整備を図ります。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
5-1 地域における 切れ目ない支 援体制の構築	支援が必要な児童・生徒の乳幼児期から青年期以降まで、継続的な支援を行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の機関の連携による相談・支援体制の構築を目指します。	乳幼児期の適切な相談・支援の実施	健康課 (保健センター)
		適切な相談支援の実施	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)
		関係機関と情報交換・連携を図る。	保育課
		関係機関の連携体制の構築	障害福祉課
		支援が必要な児童の学童保育所での適切な受入の実施	青少年課
		就学支援シートの適切な活用 高等学校等への情報提供	教育指導課
○重点事業 【新規】			

3 保護者支援の充実

すべての児童・生徒が楽しく生き生きとした学校生活を送ることは、保護者をはじめ教育行政に携わる関係者すべての人の願いです。

家庭と学校での児童・生徒の困っている様子の捉え方の違いについて、あるいは発達障害の正しい理解や気付きについて、早い段階から家庭でも関心を持ち、理解してもらえるように、市では、就学相談、就学时健康診断、就学支援シート、特別支援教育に係るリーフレットや講演会による情報提供など様々な施策を重層的に用意します。また、保護者が安心感を持ちながら相談できる環境を整備し、保護者への相談支援を行います。

施策の体系

施策の方向		主な取組み		重点
1	就学相談システムの充実	1-1	就学相談	
		1-2	就学相談担当者の専門性向上	
		1-3	就学时健康診断の観点の共通理解の推進	
		1-4	5歳児健診時の連携対応	
2	情報発信の充実	2-1	幼稚園・保育施設等の巡回相談	○
		2-2	特別支援教育啓発リーフレット等の配布	
		2-3	市公式ホームページ・学校公式ホームページにおける特別支援教育の啓発	○
		2-4	就学相談・特別支援学級等に関する説明会の実施	○
3	相談体制の充実	3-1	障害児相談支援	
		3-2	乳幼児健康診査・乳幼児発達健康診査・乳幼児経過観察発達相談	
		3-3	子育て総合相談・専門相談	
		3-4	継続相談	
		3-5	さわやか教育相談	
		3-6	サポートルーム	
		3-7	ケアラー支援事業	

(1) 就学相談システムの充実

就学相談では、支援が必要な児童・生徒について発達の状態等に応じた最もふさわしい教育を行っていくために、その児童・生徒のライフステージを見通し、可能性を最大限に伸長する視点から理解を図る必要があります。このため、就学相談に関わるすべての関係者が正しく理解して保護者へ情報提供し、保護者との信頼関係を構築しながら就学相談を行います。

主な取組			
項目	内容	令和8年度目標	担当
1-1 就学相談 【修正】	保護者へ正しく情報提供を行い、児童・生徒及び保護者の意見を十分に聴き取り、可能性を最大限に伸長する視点で相談を進めます。 相談の申し込みが増加傾向なことから、申し込みを受けられる体制づくりについて研究を進めます。	就学相談実施体制の充実	教育指導課
1-2 就学相談担当者の専門性向上 【継続】	東京都教育委員会主催の就学相談担当者説明会や研修会等に参加し、担当者の専門性の向上を図ります。 東大和市就学支援委員会委員向けに研修会を開催し、就学支援委員会委員としての専門性の向上を図ります。	研修の受講等による専門性の向上	教育指導課
1-3 就学時健康診断の観点の共通理解の推進 【継続】	就学時健康診断実施前に、巡回相談員が小学校の養護教諭等と就学時健康診断の際の観点等について連携し、共通理解を図ります。就学時健康診断において支援が必要と考えられる場合は、連携して就学相談等により対応します。	連携による円滑な就学	教育指導課 学校
1-4 5歳児健診時の連携対応 【修正】	5歳児健康診査において、支援が必要と思われる児童の保護者に対し、必要に応じて就学相談の案内等の保護者支援を連携して行います。	連携の実施	教育指導課 健康課 (保健センター)

(2) 情報発信の充実

東大和市における就学相談や特別支援教育の情報について、市公式ホームページによる周知・啓発、関係機関との情報共有等により、多方面から保護者に情報提供できる環境の整備を図ります。また、情報の発信については、市公式アプリやSNS等を活用し、保護者の手元に届きやすい周知を行います。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
2-1 幼稚園・保育施設等の巡回相談 ○重点事業 【新規】	市内の幼稚園・保育施設等を巡回し保護者や支援者向けに、市の特別支援教育に係る情報提供や保護者面談等へ同席します。	幼稚園・保育施設等を通じた情報発信	教育指導課
2-2 特別支援教育啓発リーフレット等の配布 【継続】	特別支援教育や教育相談に係るリーフレットを入学時や就学時健康診断時に配布し、相談機関について周知します。 特別支援教育を受けることで優劣などがつかず、「当たり前」のものとして理解されるように、各種リーフレットの内容について見直しを行います。	「特別支援教育リーフレット」・「就学支援シート」・「教育相談の手引き」の配布・見直し	教育指導課
2-3 市公式ホームページ・学校公式ホームページにおける特別支援教育の啓発 ○重点事業 【修正】	市教育委員会発行の特別支援教育啓発リーフレットや都立特別支援学校の情報、東京都教育委員会発行の刊行物等の情報を掲載し、啓発の充実を図ります。学校公式ホームページにおいて、特別支援学級や特別支援教室の様子について掲載します。	市公式ホームページ及び学校公式ホームページの充実	教育指導課 学校
2-4 就学相談・特別支援学級等に関する説明会の実施 ○重点事業 【新規】	就学相談や特別支援学級等で受ける教育、その後の進路等について、保護者が安心して見通しを持てるように説明会を実施します。	就学相談・特別支援学級等説明会の実施	教育指導課

(3) 相談体制の充実

支援を必要とする児童・生徒の保護者は、子どもの発達や教育等について気軽に相談できず、悩みや不安を一人で抱えてしまうことがあります。

保護者に寄り添い、保護者が安心して子どもに教育を受けさせられるように各種相談体制の充実を図ります。

主な取組

項目	内容	令和8年度目標	担当
3-1 障害児相談支援 【新規】	障害児通所支援を利用する児童の保護者に対し、自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービスが利用できるよう、ケアマネジメントによりきめ細やかな支援が必要となります。これに伴い、障害福祉課では、障害児相談支援の給付決定を行います。	適切な給付	障害福祉課
3-2 乳幼児健康診査・ 乳幼児発達健康 診査・乳幼児経過 観察発達相談 【継続】	各種乳幼児健診・発達健診等で支援が必要な児童の早期発見に努め、必要に応じて専門医療機関やフォローグループの情報提供等を行います。	健康診査の 継続支援	健康課 (保健センター)
3-3 子育て総合相談・ 専門相談 【新規】	子どもと家庭に関する総合相談、各種専門相談により、切れ目のない支援を目指します。福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら支援します。	連携した支援 の実施	子育て支援課 (子ども家庭 支援センター)
3-4 継続相談 【新規】	就学相談を実施し、就学支援委員会の所見と異なった就学先に進学した児童・生徒の保護者と学校・教育委員会等が連携し、児童・生徒が就学先において安定した学校生活を送れるように継続的に相談して支援します。	継続相談の 実施	学校 教育指導課

<p>3-5 さわやか教育 相談</p> <p>【新規】</p>	<p>心身の健康、生活、行動、学 習、進路等、幅広い相談につい て、園や学校、関係機関等と連 携し、児童・生徒及び保護者を 支援します。</p>	<p>教育相談の 充実</p>	<p>教育指導課</p>
<p>3-6 サポートルーム</p> <p>【新規】</p>	<p>学校・関係機関と連携しなが ら、不登校や不登校傾向となっ た児童・生徒の指導・支援や保 護者の相談支援を実施します。</p>	<p>相談、支援の 実施及び保護者 相談体制の充実</p>	<p>教育指導課</p>
<p>3-7 ケアラー支援 事業</p> <p>【新規】</p>	<p>総合福祉センターは～とふ るにおいて、障害のある方を介 護している方に対し、障害の制 度等についての情報提供を行 うとともに、介護負担を軽減す るため、相談支援や介護者同士 の交流会等を行います。</p>	<p>事業の充実</p>	<p>障害福祉課</p>

